

## 『ちばSSKプロジェクト』等に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社 千葉本部（以下「乙」という。）は、「ちばSSKプロジェクト」（高齢者孤立化防止活動）等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、乙の日々の事業活動・営業活動等の局面において、高齢者の見守り、「ちばSSKプロジェクト」の普及促進及び認知症対策等（以下「乙におけるSSK活動等」という。）について、甲及び乙が積極的に協力して取り組み、高齢者等が、地域で安心して生活ができるようにすることを目的とする。

### （甲の役割）

第2条 甲は、県内の市町村及び関係機関に対して、この協定の趣旨を周知するとともに、市町村における取組が円滑に行われるよう、助言等必要な支援を行うものとする。

### （乙の役割）

第3条 乙は、千葉本部所属の職員及び協力代理店に対してこの協定の趣旨を周知するとともに、乙におけるSSK活動等が円滑に行われるよう次の各号の取組を行うものとする。

- （1） 乙は、職員・協力代理店の地域に密着した日常業務を通して、高齢者の見守り活動に取り組むものとする。
- （2） 乙は、「ちばSSKプロジェクト」の普及促進に努めるものとする。
- （3） 乙は、認知症サポーター養成等、認知症対策に取り組むものとする。
- （4） その他、乙は、甲の高齢者施策にできる範囲で協力するものとする。

### （個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、乙におけるSSK活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間満了後も同様とする。

### （費用の負担）

第5条 乙におけるSSK活動等に要する費用は乙の負担とする。

### （相互連携）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変化等によってこの協定に不備が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙で協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、乙から年間計画書が再提出されたときは、当該有効期間満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月16日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県  
千葉県知事  
森 田 健 作

乙 千葉県千葉市中央区千葉港8番4号  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 千葉本部  
執行役員千葉本部長  
村 田 徹